

## 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、組合役員及び議會議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

(別紙)

宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

宮城県市町村職員退職手当組合規約（昭和37年規約第3号）の一部を次のように変更する。

第8条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第8条 削除

第10条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。